

# 大崎町国民健康保険

## 特定健康診査等実施計画

### 第4期

(令和6年度～令和11年度 6か年計画)

令和6年3月

# 目次

第1章 計画の概要	1
1. 特定健康診査・特定保健指導等の実施方法に関する基本的な考え方	
2. 計画の性格	
3. 計画の期間	
第2章 計画の目標	2
1. 目標値の設定	
2. 特定健康診査対象者見込数	
第3章 特定健康診査・特定保健指導等の実施方法	3
1. 特定健康診査	
1) 対象者	
2) 実施方法および実施場所等	
3) 健診実施項目	
4) 人間ドックによる特定健康診査	
5) 事業主健診からの健診結果の提供による特定健康診査	
6) 治療中の検査結果の提供による特定健康診査	
7) 医療機関との適切な連携	
8) 代行機関	
9) 健診の案内方法・健診実施スケジュール	
2. 特定保健指導	
1) 健診から保健指導実施の流れ	
2) 要保健指導対象者の選定と優先順位・支援方法	
第4章 個人情報の保護	8
1. 基本的な考え方	
2. 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について	
3. 国や県、関係機関等への報告	
4. 特定健康診査等の記録の利用	

# 第1章 計画の概要

## 1. 特定健康診査・特定保健指導等の実施方法に関する基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導の基本的事項等は、次のように整理しています。

図表1 特定健康診査・特定保健指導の基本的事項

基本的事項	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とするものを抽出する健診
特徴	結果を出す保健指導
目的	内臓脂肪型肥満に着目した早期介入 リスクの重複がある者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、保健指導を行う。
内容	対象者が代謝等の身体メカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容につなげる。

## 2. 計画の性格

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、大崎町国民健康保険の保険者である大崎町が策定する計画であり、第3期大崎町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）と十分な整合性を図るものとしします。

## 3. 計画の期間

第4期計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間で一期として作成します。

## 第2章 計画の目標

### 1. 目標値の設定

特定健康診査等基本指針に基づき設定されており、市町村国保の特定健診・特定保健指導の実施率の目標値が掲げられています。その値を踏まえ、令和6年度からの6年間の特定健診・特定保健指導の目標値は以下の通りとする。

図表2 特定健診受診率・特定保健指導実施率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健康診査の実施率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
特定保健指導の実施率	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上

### 2. 特定健康診査対象者見込数

図表3 特定健康診査対象者見込数

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健診	対象者数	2,694人	2,490人	2,288人	2,121人	1,954人	1,786人
	受診者数	1,212人	1,195人	1,166人	1,145人	1,113人	1,072人

### 第3章 特定健康診査・特定保健指導等の実施方法

#### 1. 特定健康診査

##### 1) 対象者

年度中に40～74歳になる大崎町国民健康保険加入者を対象とします。年度中に75歳になる人は、74歳のうちに受診する人のみ対象者とします。

年度途中に大崎町国民健康保険へ加入された場合、同一年度に特定健康診査を受診済の人および実施期間終了後に加入した人、当該年度に人間ドック利用助成金の交付を受けた人は対象外とします。

また、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める人（刑務所入所中、海外在住、長期入院等告示（平成20年1月厚生労働省告示第3号）で規定）は対象者から除外します。

##### 2) 実施方法および実施場所等

図表4 実施方法・実施場所・実施時期

実施方法	①個別健診	医療機関委託（曾於医師会との集合契約）
	②集団健診	日本健康倶楽部、厚生連
実施場所	委託先の医療機関及び日本健康倶楽部・厚生連が実施する健診会場	
実施時期	①個別健診は5月から翌年1月末まで実施。 ②集団健診はその年の開催日のみ実施。	

##### 3) 健診実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導対象者を抽出する国が定めた項目に加え、追加の検査（HbA1c・血清クレアチニン・尿酸・尿潜血・心電図・赤血球・血色素・ヘマトクリット値、血清アルブミン）を実施します。

また、血中脂質検査のうちLDLコレステロールについては、中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合は、non-HDLコレステロール値の測定に代えられます。（実施基準第1条第4項）

図表5 特定健診検査項目

健診項目		大崎町	国
身体測定	身長・体重	○	○
	BMI	○	○
	腹囲	○	○
血圧	収縮期・拡張期血圧	○	○
肝機能検査	AST (GOT)	○	○
	ALT (GPT)	○	○
	γ-GT (γ-GTP)	○	○
血中脂質検査	空腹時中性脂肪	●	●
	随時中性脂肪	●	●
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール	○	○
	(non-HDLコレステロール)	○	○
血糖検査	空腹時血糖	●	●
	HbA1c	○	○
	随時血糖	●	●
尿検査	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
	尿潜血	○	○
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値	○	□
	色素量	○	□
	赤血球数	○	□
その他	心電図	○	□
	眼底検査	□	□
	血清クレアチニン (eGFR)	○	□
	尿酸	○	
	血清アルブミン検査	○	

○：必須項目、□：医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●：いずれかの項目の実施でも可

#### 4) 人間ドックによる特定健康診査

人間ドックは特定健康診査の基本的な健診項目を包含していることから、特定健康診査の実施に代えることとします。

#### 5) 事業主健診からの健診結果の提供による特定健康診査

事業主が実施する健康診査を受診した場合、その検査が特定健康診査の基本的な検査項目を包含している場合に、その検査結果を町に提供することで、特定健康診査の実施に代えることとします。

#### 6) 治療中の検査結果の提供による特定健康診査

生活習慣病の治療のために受けた検査が、特定健康診査の基本的な検査項目を包含している場合に、その検査結果を提供することで、特定健康診査の実施に代えることとします。

## 7) 医療機関との適切な連携

治療中であっても特定健康診査の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行えるよう、医療機関へ十分な説明を実施します。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行います。

## 8) 代行機関

特定健診に係る費用の請求・支払い代行は、鹿児島県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託します。

## 9) 健診の案内方法・健診実施スケジュール

実施率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、受診の案内の送付に関わらず、医療保険者として加入者に対する基本的な周知広報活動を年間通して行います。

図表6 特定健診実施スケジュール

	前年度	当該年度	翌年度
4月		健診機関との契約 健診対象者の抽出、受診等の印刷・送付(随時可)	(特定保健指導の実施)
5月		(特定健診の開始)	健診データ抽出(前年度)
6月		健診データ受取 費用決裁 → 保健指導対象者の抽出	
7月		(特定保健指導の開始)	
8月			実施実績の分析実施方法、 委託先機関の見直し等
9月		(特定健診・特定保健指導の実施)	
10月	契約に関わる 予算手続き		受診・実施率実績の算出
11月			支払基金(連合会)への報告 (ファイル作成・送付)
12月		(特定健診・特定保健指導の当該年度受付終了)	
1月			
2月			
3月	契約準備		

## 2. 特定保健指導

特定保健指導の実施については、委託と直営の方法で実施していきます。

図表7 第4期における変更点

○第4期（令和6年以降）における変更 特定健康診査・特定保健指導円滑な実施に向けた手引き（第4版）

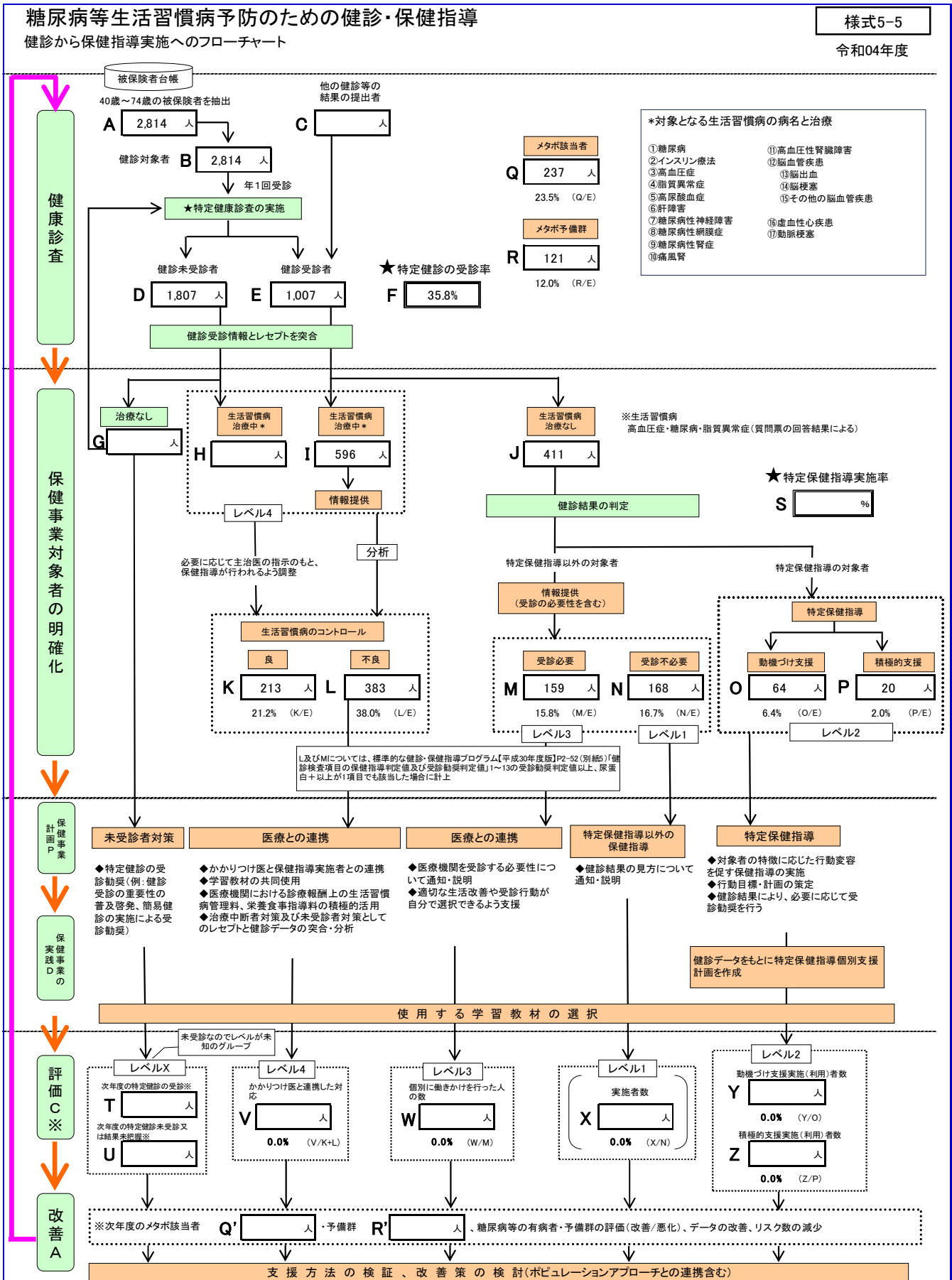
特定保健指導の見直し	<p>(1) 評価体系の見直し            特定保健指導の実施評価にアウトカムを導入し、主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲1cm・体重1kg減をその他の目標として設定した。</p>
	<p>(2) 特定保健指導の初回面接の分割実施の条件緩和            特定保健指導の初回面接は、特定健康診査実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和することとした。</p>
	<p>(3) 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方            特定健康診査実施後又は特定保健指導実施後に服薬を開始した者については、実施率の計算において、特定保健指導対象者として、分母に含めないことを可能にした。</p>
	<p>(4) 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬中の者に対する服薬状況の確認及び特定保健指導対象者からの除外            服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たって、確認する医薬品の種類、確認手順を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外であっても対象者本人への事実関係の再確認と同意の取得を行えることとした。</p>
	<p>(5) その他の運用の改善            看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長することとした。</p>

### 1) 健診から保健指導実施の流れ

「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」様式5-5をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行います。



図表8 健診から保健指導へのフローチャート（様式5-5）



出典：ヘルスサポートラボツール

## 2) 要保健指導対象者の選定と優先順位・支援方法

図表9 要保健指導対象者への支援方法

優先順位	様式5-5	保健指導レベル	支援方法
1	O P	特定保健指導 O:動機付け支援 P:積極的支援	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う
2	M	情報提供 (受診勧奨)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援
3	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨
4	N	情報提供	◆健診結果の見方について通知・説明
5	I	情報提供	◆対象者からかかりつけ医への相談を促す ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトデータと健診データの突合・分析

## 第4章 個人情報保護

### 1. 基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導に関するデータや記録は、重要な個人情報です。大崎町個人情報保護条例及び高齢者の医療の確保に関する法律、個人情報の保護に関する法律やこれに基づくガイドライン等を踏まえ、厳格な運用・管理を行います。

特定健康診査・特定保健指導等の委託先に対しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等について契約書に定めるとともに、その徹底を求めています。

### 2. 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行います。

### 3. 国や県、関係機関等への報告

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告します。

### 4. 特定健康診査等の記録の利用

生活習慣病の対策や本事業の評価のため、特定健康診査・特定保健指導の結果や記録等を分析する場合は、個人が特定できないよう個人情報を匿名化するとともに、必要な情報の範囲に限定し、データの集計・分析を行います。